

教育厚生委員会会議録

日時 令和8年3月6日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時58分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 小沢 栄一
副委員長 福井 太一
委員 卯月 政人 渡辺 淳也 寺田 義彦 長澤 健
土橋 亨 浅川 力三 白壁 賢一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

感染症対策統括官 佐野 満
福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事（次長事務取扱） 若月 衛
福祉保健部次長 大森 栄治
福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 内田 裕之
福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 知見 圭子
福祉保健総務課総括課長補佐 石井 喜博 健康長寿推進課長 谷口 順一
国保援護課長 内藤 浩 障害福祉課長 平田 祐二
医務課長 清水 康邦 感染症対策監 宮澤 健一

教育長 荻野 智夫 教育次長 佐々木 邦彦 教育監 秋山 克也
教育監 高見澤 圭一 次長 望月 勝一 副参事 矢崎 孝
総務課長 岩出 修司 教育企画室長 石原 武人
福利給与課長 一瀬 清 学校施設課長 長坂 嘉久 義務教育課長 望月 俊孝
高校教育課長 大久保 雅司 特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修
社会教育課長 穴水 美奈子 保健体育課長 山本 晃司
全国高校総体推進室長 平子 順一

議題

（付託案件）

- 第10号 山梨県衛生環境研究所手数料条例中改正の件
第11号 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等中改正の件
第12号 山梨県国民健康保険条例中改正の件
第17号 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等中改正の件
第24号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等中改正の件
請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」 提出を求めることについて
請願第7-4号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて
請願第8-1号 訪問介護報酬の引下げ撤回を早急に行うことを国に求めることについて

（調査依頼案件）

- 第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
- 第37号 令和8年度山梨県国民健康保険特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第5-12号、請願第7-4号及び請願第8-1号については、継続審査すべきものと決定した。

また、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午後1時32分まで（途中、午前11時43分から午後1時まで休憩を挟んだ）福祉保健部関係の審査を行い、途中休憩を挟み、午後1時50分から午後3時58分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（外国人介護人材資格取得等支援事業費について）

寺田委員 課別説明書の福の17ページ、マル新の外国人介護人材資格取得等支援事業費についてお伺いします。

県が公表した高齢者福祉基礎調査では、本県の高齢化率は31.9%と全国よりも高く、高齢者数も令和22年頃まで増加し続けると推計されております。

逆に、介護現場での担い手不足は、ますます深刻化している状況であります。

こうした中、令和8年度当初予算では、外国人介護人材の確保・定着に向けた様々な施策が新規事業として予定されておりますが、外国人の介護福祉国家資格の取得を支援する外国人介護人材資格取得支援事業費についてお伺いします。

昨年8月に私たち教育厚生委員会が県外調査をした愛知県の社会福祉法人では、ネパール出身の多くの介護職員の方々が一生懸命働いて、御活躍されている姿を目の当たりにしました。改めて介護の現場を支えていただいている外国人の方々は、欠かせない存在であると感じたところであります。

一方、一般的に外国人は在留期間が定められておまして、長期的に定着してもらうのは難しい問題となっております。そういった中、介護福祉資格を取得すると、在留制限のない介護ビザに変更できると承知しております。今回の事業により、外国人の介護福祉士の方が、本県により長期定着していただけることを期待しておりますので、何点かお伺いいたします。

まず、この事業を行うことになった背景をお伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 県内の介護事業所で働く外国人介護人材の方は、令和2年度の時点では90名でしたが、直近の調べでは500名を超える方が就労している状況となっており、先ほど委員からもお話があったように、今や介護現場を支える貴重な戦力という状況となっております。

しかし、委員もおっしゃったように、外国人介護人材の方は在留期間が限られており、5年後の帰国を前提としているため、特定技能実習生が長期定着するためには、国家資格である介護福祉士の資格を取得する必要があるというところでございます。長期に定着していただき、本県で大いに活躍していただくためには、介護福祉士の資格取得を強力に後押しすることが最も効果的だと考えまして、この事業を立ち上げたところでございます。

寺田委員 500名という人数には驚きましたが、その方々が5年で入れ替わっていかねばならないとなると、また探すのも大変だし、せっかく覚えても5年でいなくなってしまうというのは大きな問題です。

そのような中、介護福祉士の資格取得を強力に後押しするという事業であると同いました。我々も視察に行きまして日本語能力も含め、課題があると思いますが、どういった内容の事業を行うか、具体的にお聞かせください。

谷口健康長寿推進課長 この事業は、介護福祉士の国家資格の取得に特化した実践的な対策講座を開講するものとなります。

内容につきましては、現在検討中ですが、今、委員がおっしゃられたように、日本語の課題もありますので、資格取得をするための専門分野の日本語能力の養成や、養成校のノウハウを活用した体系的な学習、模擬試験や実習といったものを組み合わせて講座を開講することを検討しております。資格取得をするため、試験対策に重点を置いた学習内容を予定しているところでございます。

また、講座の時間数については、これまでの学習講座に対して2倍以上の学習時間に拡充しまして、オンデマンド学習やスクーリングを組み合わせることで学習しやすい学習環境を整えてまいります。

寺田委員 こういった話になると、日本人で資格取得を目指している人の話が必ず出てくると思います。現在、日本人の方々にも当然こういう研修がされていると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

谷口健康長寿推進課長 もちろん、外国人介護人材は貴重な人材です。ただし、本県といたしましても、まずは日本人介護職員の獲得・確保・定着を優先して、事業を進めているところでございます。

寺田委員 本事業について十分理解できました。

最後に、山梨県が事業として行う以上、資格取得した外国人の方が、やはり極力山梨に定着していただくのが一番だと思うのですが、どのように本県定着を目指していくのかお伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 外国人介護人材の確保定着に関しては、今回の予算でも幾つか計上させていただいているところでございます。奨励金を創設して、外国人が長期に就労していただくためのインセンティブを付与するとか、長期に定着するためには住居が大事ですので、国の補助制度に県の補助を上乗せする形で助成をし

ていくといった取組を進めて、長期的な定着を図っていくということを想定しております。

小沢委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

（糖尿病重症化予防医科歯科連携事業費について）

長澤委員 課別説明書、福の79ページ、健康増進課の8020運動推進事業費の4番のマル新、糖尿病重症化予防医科歯科連携事業費について質問します。

令和5年の国の患者調査によりますと、本県の糖尿病で通院している方の割合は以前より減少してはおりますが、いまだ全国平均より高い状況にあつて、今後も糖尿病対策をしっかりと進めていく必要があると考えております。また、医学的な知見によると、歯周病は糖尿病を悪化させる要因の一つとされていて、口腔の健康と全身の健康が深く結びついていることが明らかになっています。

こうした状況を踏まえまして、県ではこれまでも医師と歯科医師の連携のための取組を行っていることは承知しておりますが、新たに計上した糖尿病重症化医科歯科連携事業費について何点か伺います。

まず1つ目ですけれども、この事業はどのような背景から事業化するのに至ったのか伺います。

知見福祉保健部参事 本県では、糖尿病の重症化予防を図るために、平成26年度から内科医師と歯科医師が患者を紹介し合うための取組を進めてきました。しかし、いまだ連携している医師数は十分でなく、また原因として紹介基準がないことや紹介する時期が不明確だということが分かりました。

そこで、実際に連携できる仕組みを検討することが必要であると考え、本事業を立ち上げるに至りました。

長澤委員 課別説明書の中で、事業内容で検討会を開催とあります。どのようなことを検討するのか教えてください。

知見福祉保健部参事 検討会につきましては、県医師会や県歯科医師会、県歯科衛生士会などの関係団体が一堂に会しました、患者を紹介しやすくなるよう、明確な基準を新たに設定するための検討会を行っていきます。

また、検討の成果として、連携の見える化を進めるためのマニュアルを作成しまして、医師や歯科医師が連携の仕組みを理解できるよう取り組んでまいります。

長澤委員 作成したマニュアルをしっかりと広めていくことが重要だと思いますけれども、どのように周知していくのか、最後に伺います。

知見福祉保健部参事 作成したマニュアルにつきましては、医師や歯科医師向けの研修会を開催しまして、具体的な活用方法について周知を図っていきます。また、県内の内科医師700名や歯科医師600名全てに行き渡るよう配付しまして、現場における積極的な活用を促してまいります。

（女性相談支援センター費について）

福井副委員長 まず、福8ページの女性相談支援センター費4,814万3,000円について伺います。

困難な問題を抱える女性への支援については、一昨年度施行されました女性支援新法の下で、相談支援体制の充実が求められているところであります。

本委員会で2月9日に女性支援団体の皆様との意見交換会を開催して、DV被害者支援の現場の課題について多くの御意見を伺いました。DVや生活困窮など、困難を抱える女性への支援は相談から一時保護、さらには自立支援まで切れ目のない支援が重要であると考えます。

そこでまず、現在の相談件数やDV相談の割合、一時保護の状況について、伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 相談件数につきましては、本年度8月末現在までSNS相談窓口において相談があったもので353件となっております。

それから、一時保護につきましては、昨年度の数字になりますが、35人を一時保護しております。おおむね2週間程度一時保護した後に自立支援という形になります。自立支援については委託しております、自立支援を行っていただく団体にて、その後の自立支援を実施していただいております。自立支援を行った件数につきましては、今手元にデータがございません。

福井副委員長 DV相談の割合はどのような状況でしょうか。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 内訳までは手元に資料がございません。

福井副委員長 資料提示を求めたいと思います。

小沢委員長 ただいま福井委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小沢委員長 資料提供をお願いします。資料はいつまでに用意が可能でしょうか。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 本日中にお届けします。

小沢委員長 それでは、よろしく願いいたします。

福井副委員長 困難を抱える女性の支援については、制度整備だけではなく、現場の支援団体と連携することが非常に重要であると感じています。先日の意見交換の中でも、支援団体の皆さんから、制度はあるが現場では非常に使いづらいという率直な声がありました。

そこで伺います。現場の支援団体と県が定期的に政策課題を共有し、制度の改善につなげていく場を設ける考えがあるか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 県では、各支援団体や県の機関であります団体から構成する支援調整会議を設置しております。直近では、昨年12月25日に県庁の会議室におきまして、約30名の方にお集まりいただき、県の計画等の説明を行いながら、関係団体等の御意見を賜ったところでございます。今後は、この意見を参考に県の事業に活かしてまいりたいと思います。

福井副委員長 調整会議があることは存じ上げていますけれども、そこで出された意見が県の制度に結びついていないのではないかという危惧がすごくあります。支援団体の皆さんと連携をさらに強化をしていただきたいということもお願いします。

DV被害者の自立支援についてもう一点、DV被害者の多くは経済的な問題、

住まいの問題、心理的なケア、それから就労の支援など複合的な支援を必要としていると思いますが、住まい、就労、心理支援を含めた中長期的な支援体制を県としてどのように構築していくのか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 委員のおっしゃるとおり、先ほど申しあげました支援調整会議におきまして、住居の確保や就労についての課題が我々にも届いてきております。一方で、これらの包括的な支援体制については、正直なところ今は道半ばというところもございます。

ただ、住居確保、就労支援につきましては、それぞれ県の既存の施策もございますので、今後そういったものを活用しながら、総合的に支援できるような取組を検討してまいりたいと考えております。

福井副委員長 道半ばということですので、調整会議をしっかりと機能させた上で、支援団体の皆さんや困っている方々にしっかりと届き、活用できる制度にさせていただきたいと思っております。

（生活困窮者自立支援事業費について）

次に、福の4ページの生活困窮者自立支援事業費について伺います。

本事業では、自立相談支援や就労支援などが行われています。こちらの相談件数や就労につながった件数と、事業の実績について伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 県では、町村部に住所を構える方を対象に事業を実施しているところでございます。相談件数につきましては、令和8年1月末現在の数値が158件となっております。

就労準備支援事業については、今年度の6月議会におきまして、御議決いただきまして、事業を行っているところでございます。こちらにつきましては、今相談が30件出てきておりまして、支援を行っている最中でございます。今後そういった支援の効果が現れてきたところで、就労支援の実績が出てくるのではないかと考えております。

福井副委員長 相談件数についてはどういう数が上がってきているということですか。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 自立相談は158件になっておりますけれども、内訳につきましては、今手元に資料がございません。

福井副委員長 今後物価高騰の影響で、生活困窮世帯が増えていき、相談もさらに増える可能性があると考えておりますけれども、現在の相談体制は、今後の社会状況の変化にも十分対応できる体制となっているのか認識を伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 県の自立相談支援事業につきましては、県の社会福祉協議会に委託して実施しています。これまで、例えばコロナ禍であれば相談件数が非常に伸びた時期があり、そういった場合には国の補助金の事業を効率的に活用しながら相談体制を強化したところもございます。

県としましても、国の補助事業などを十分に活用しながら、今後増員が必要な場合におきましては、増員していくことも県として検討してまいりたいと考えております。

福井副委員長 変化に対応していくということを理解しました。

（地域福祉重層的支援体制整備事業費について）

次に、福の5ページの地域福祉重層的支援体制整備事業費について1,541万6,000円ですけれども、近年、福祉課題は生活困窮、障害、介護、また子育てが複合的に絡み合うケースが増えてきています。

そこで、市町村における重層的支援体制の整備は、現在どの程度進んでいるのか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 福の5ページに掲載してあるとおりですけれども、現在、県内の市町村におきましては、重層的支援体制の整備としまして、山梨市、南アルプス市、甲州市、中央市が今年度まで事業実施開始しているところです。甲斐市につきましては、令和8年度から事業を開始するというので、今回、当初予算におきまして、甲斐市を含めた県の補助金、負担金を計上させていただいているところでございます。

福井副委員長 思ったよりも実施しているところが少なく、さらに拡大していかなければいけないと思いますけれども、市町村の体制整備をどのように県として支援していくのか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 県としましても、できる限り市町村に重層的支援体制整備を行っていただきたいと考えております。予算書の福の5ページに体制整備支援事業費補助金というものがございまして、市町村の障害や介護、児童といった様々な部署の方にお集まりいただきまして、研修会や既に重層的支援体制を進めている市町村の事例を発表いただく情報交換会を行うことにより、新しく重層的支援を始めるきっかけにさせていただけるように考えております。

そういった事業を進めながら、県内各地の市町村で重層的支援体制が行えるように、県としてもバックアップしていきたいと考えております。

（フッ化物洗口普及促進事業費について）

福井副委員長 あと3項目お願いしたいです。

福の79ページ、フッ化物洗口普及促進事業費について伺います。

現在、本県では、昭和町をモデル事業として、保護者の責任の下、歯科医療機関で実施をされていると承知しています。

そこで、今年度モデル地区の実施状況と参加人数、今後の普及方針について伺います。

知見福祉保健部参事 フッ化物洗口事業については、昭和町で開催させていただいておりますが、実施児童数は99名ということです。やはり長期にわたってフッ化物洗口しなければならぬため、中には、途中で挫折してしまっている御家庭が5家庭ほどございました。そういうこともありますので、また、より多くの児童や保護者に、フッ化物洗口の意義を理解してもらうように説明会や研修会を開催して周知を図っていきたいと思っております。

福井副委員長 5家庭が離脱ということで、思ったより少ないと感じています。

今後ですけれども、保護者の判断の下、学校以外、医療機関の指導を受けながらで実施していくという方式を基本としていくのか、確認させてください。

知見福祉保健部参事 委員がおっしゃるとおり、今年度と同様の呼びかけで御家庭の中でフッ化物洗口を勧めていく計画でおります。

（動物愛護管理指導費について）

福井副委員長

次に、福の74ページの動物愛護管理指導費に関して伺います。
動物愛護行政については、本県では、致死処分ゼロの継続に努めていることを承知しています。
そこで、犬や猫の引取り数や譲渡数、致死処分数の推移について、状況を教えてください。

内田参事

令和6年度の犬猫の収容数は599頭となっております。

福井副委員長

そのうち、譲渡された数は把握されていないのですか。

内田参事

令和6年度の譲渡数につきましては、犬は64頭、猫は244頭、合計308頭となっております。

福井副委員長

致死処分された数が分かれば教えてください。

内田参事

致死処分につきましては、令和5年度に引き続きまして、令和6年度もゼロということになります。

福井副委員長

この継続には、やはりボランティア団体の皆さんの協力が不可欠だと考えています。そこで、ボランティア団体の担い手の育成や支援策はどのように進めていくのか伺います。

内田参事

ミルクボランティアや譲渡ボランティアにつきましては、引き続き、動物愛護の普及啓発を通じまして、広く募集していきたいと思っております。

福井副委員長

制度が様々な支援団体にしっかり届くような仕組みを検討いただけるとありがたいと思います。

また、多頭飼育の崩壊は、動物福祉や生活環境、地域の福祉にも関わる非常に大きな問題にもなってきていると思います。そこで、多頭飼育の問題が発生した場合の県と市町村関係団体との連携体制はどうなっているのか伺います。

内田参事

委員がおっしゃるとおり、もし多頭飼育の崩壊が起こった場合の対応は、非常に大変だと認識しておりますので、県の保健所等福祉サイドや市町村の福祉サイドと連携しまして、まず多頭飼育者の現状把握をしていきたいと考えております。

福井副委員長

現状把握は、これまでされてこなかったということですか。

内田参事

多頭飼育で10頭以上飼っている場合には、届出が必要となっておりますので、把握はしております。

福井副委員長

今後も引き続き、保健所や市町村だけではなく、他の関係団体との連携も強化いただきたいと思っております。

（困難な問題を抱える女性への自立支援推進事業費について）

福井副委員長

最後に課別説明書の福の8ページ、困難な問題を抱える女性への自立支援推進事業費のところです。先日の意見交換会では、住まいの確保が大きな課題であるという指摘がありました。

そこで、DV被害者の住まいの確保のため、県営住宅や民間住宅との連携をどのように進めているのか伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 困難な問題を抱える方々の住居の確保に関しては、県や市町村、民間の宅地建物取引業界などが参画する連絡協議会が設置されております。事務局は県ではなくて、宅地建物取引業界だったと認識しております。その会議の中で県や市町村が関わりまして、困難を抱える女性も含め、生活困窮者や高齢の方の住まいがきちんと確保できるように検討しておりまして、DV被害者の方につきましても、どのように住居を確保できるかというところも含めまして、今後とも鋭意検討してまいりたいと考えております。

福井副委員長 DV被害者の自立にとって、住まいの確保は極めて重要です。県営住宅への優先入居について整備する考えがあるのかどうか、最後伺います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 県営住宅につきましては、県土整備部の所管になってございますので、今後、福祉保健部から県土整備部に対しまして、情報共有しまして、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定された。

※第37号 令和8年度山梨県国民健康保険特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定された。

※付託案件の審査に先立ち、執行部に資料要求を行った女性相談支援センターの相談件数について、執行部から資料の提出と説明があった。

（女性相談支援センター費について）

石井総括課長補佐 午前中に福井副委員長から御質問のありました、女性相談支援センターの令和7年8月末現在の相談件数につきまして、改めて表にまとめました。それぞれ電話相談、来所相談、SNS相談を合計いたしまして、延べ件数は2,765件、うちDV案件が709件となっております。

※付託案件

第10号 山梨県衛生環境研究所手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定された。

第11号 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定された。

第12号 山梨県国民健康保険条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定された。

第17号 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定された。

※請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

意見

長澤委員 本件はこれまで継続審査案件になっております。国では令和6年12月2日以降、マイナ保険証による受診を原則としていて、これに伴う経過措置として発行済みの保険証を1年間有効とする対応を行っていましたが、この経過措置が昨年12月で終了いたしまして、現在はマイナ保険証による受診を基本とする仕組みに移行されています。

国では、マイナ保険証を医療DXの基盤と位置づけていて、今後の利用が拡大し、医療情報の共有や業務の効率化などが進むことで、より質の高い効率的な医療の提供が期待されます。

マイナ保険証を利用することで、初めて受診する病院でも、患者の病歴や受診歴などを確認できるほか、緊急搬送時の応急措置や病院の選定にも活用できるなど、患者と医療機関の双方にメリットがあるとされています。一方で、マイナ保険証への切替えによる混乱を避けるため、国では、暫定措置として、今月末までは、期限切れの保険証を持参した場合でも、通常どおり1割から3割負担で受診できる対応を行っています。また、マイナ保険証を持たない方には、これまでの紙の保険証に代えて、自治体や健康保険組合などが資格確認書を発行しており、最長で5年間の有効期限が設置されて更新もできるとされています。

このように、全ての被保険者に切れ目ない医療が提供されるよう、運用体制が整えられているところです。これらの状況を踏まえて、今後の国の動向等を

注視していく必要があることから、継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第7—4号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて

意見

寺田委員 本請願の趣旨は、医療機関の事業継続や医療現場における人手不足の深刻化などの課題を指摘しております。これらは、県民の命と健康を守るという観点から、地域の医療提供体制の維持において重要な課題であると私も認識しております。

しかしながら、診療報酬制度は、国の社会保障制度の根幹をなすものであり、その改定に当たっては、国全体の財政状況や保険制度の継続可能性を踏まえた慎重な議論が必要と考えます。

これまで、国の社会保障審議会において、令和8年度の診療報酬改定に向けた検討が行われ、国の中央社会保険医療協議会の答申を経て、先般、国では来年6月からの改定内容を決定いたしました。この改定内容は、診療報酬のうち、医師の人件費や技術料に当たるいわゆる本体部分を3.09%引き上げるものであり、30年ぶりの高い水準となっております。これは、経営に苦しむ医療機関を支援するため、経営を圧迫する物価高や人件費の上昇に対応した改定であると承知しております。

一方、国による補助制度の拡充等については、ほかの社会保障分野とのバランスを考慮して実施される必要があると考えます。こうしたことから、地域医療の重要性を十分に認識しつつも、診療報酬改定に関する国の議論の動向や補助制度の内容などについて、制度的整合性と政策的妥当性を確保することが不可欠であります。さらに、これらが県に与える影響についても十分考慮し、慎重な議論が求められます。

したがって、本請願については、さらに継続審査とすることが適当であると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第8—1号 訪問介護報酬の引下げ撤回を早急に行うことを国に求めることについて

意見

長澤委員 訪問介護報酬を引き下げることによる介護事業所の経営難など、訪問介護をめぐる課題については、在宅介護の継続に直結する重要な問題であるということとは認識しております。

現在、国では厚生労働省の社会保障審議会、介護給付費分科会において、介護報酬や処遇改善に関する調査や議論が続けられています。この請願は、引き下げ撤回を早急に行うという内容であります。採否を判断するに当たっては、こうした国の動向を注視して、慎重に審査を重ねる必要があると考えます。

以上の理由から、本請願については、継続審査とすることが適当であると考え

えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第5号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」、第9号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（女性相談支援センター費について）

福井副委員長 先ほどの女性相談支援センター各種相談件数についてお尋ねします。電話相談だけで1,984件とのことですが、これは土日も含めると、1日当たり6件というペースであると計算ができます。福の8ページに相談員等の人件費2,000万円余とありますが、今の相談員の体制を教えてください。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 相談支援につきましては、現在4名の職員に対応していただいております。

福井副委員長 県の職員なのですか。任用形態、会計年度任用職員なのかなど、内訳を教えてください。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 4人全て会計年度任用職員です。

福井副委員長 女性支援新法の趣旨から考えますと、やはりしっかりとスキルを持った県の正規の相談員が支援に当たるような仕組みが必要だと考えますが、県の見解をお聞かせください。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 確かに委員のおっしゃるとおり、相談件数は増えておりますし、案件の内容も非常に複雑困難化している状況がございます。こういう状況を踏まえまして、県としましても、職員の増員や職員のスキル向上につき、今後体制の強化も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

福井副委員長 いろいろ重層的に絡んでくると思っています。相談員のスキルアップに加えて職員の体制強化ということもおっしゃっていただいたので、ぜひ、人員増も含めて御検討いただければと思います。この相談員が一時保護等の手続も担っているということで、よろしいですか。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 相談員には、まずは相談を受けていただくということになります。女性相談支援センターには、ほかに正規職員もおりますので、一時保護が必要な案件につきましては、女性相談支援センター全体としてしっかり情報共有させていただいて、今後も必要な支援につなげていきたいと考えております。

福井副委員長 体制の強化については、しっかりと求めていきたいと思ひます。

（DV家庭の子供への支援について）

次に、DV家庭の子供への支援についてお尋ねします。

DV被害は、受けた当事者だけでなく、当然家庭で生活する子供にも及ぶ場合があると思ひます。その結果、子供の不登校など、学習機会が失われたり、心理的な不安定さも増してくるなどいろいろな課題につながるケースがあると指摘されておりますが、DV家庭の子供に対する心理支援や学習支援について、県としてどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 子供がいる方の一時保護のケースがございましたら、まず一時保護させていただき、必要な支援があれば当然行っていくべきところだと思ひますが、学習支援については、現時点でどこまで行われているかにつきましては、正確には情報を把握しておりません。

福井副委員長 学習支援ということになりますと、やはり福祉保健部と教育委員会が連携していかないとないと思ひますが、現時点で、DV家庭の子供が把握された場合に福祉保健部と教育委員会の間で、情報の共有などについて、どのような連携体制が構築されているのか伺ひます。

植村福祉保健部長 福井副委員長のおっしゃるとおり、福祉保健部だけで受け止められるものではございません。もともと県の組織といたしまして、困難女性の支援は私ども主体で行っているのですが、DV関係の対応については、総合県民支援局が所管しているところでございます。総合県民支援局でも様々な支援がござひます。もちろん教育委員会もござひます。難しい問題ですので、これら関係部局と連携しながら、しっかり対応させてもらひます。

福井副委員長 難しい課題が出てくると思ひます。縦割りの行政の中でなかなかうまくいかない部分も見えてくると思うのですが、ぜひしっかり連携を取っていただいて、当事者や子供たちを救っていただきたいと思ひます。

（ヤングケアラーの支援について）

最後にヤングケアラーの支援についてですけれども、こちらは家庭内の問題のため表面化しにくく、学校の中で最初に気づくケースも多いと指摘されております。学校や教職員、スクールソーシャルワーカーが子供の变化に気づくことが多いと思ひますが、学校から福祉保健部へつなぐ具体的な連携体制が今の時点でしっかり整理されているのか教えてください。

植村福祉保健部長 ヤングケアラー対応も全般的には総合県民支援局で所管しております。私どもは一体的に取り組んでいるところでござひます。学校との連携につきましては、やはり橋渡し役が必要であるということについて、知事も含め関係部局が共通認識を持っております。

スクールソーシャルワーカーの増員、またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、支援する人に対しても支援するということは福祉保健部の役割だと思ひておりまして、支援者支援というところに、福祉保健部として力を尽くしていきたいと考えております。

福井副委員長 様々な部局が重なる中で、大変難しいと思ひますけれども、それぞれ役割

を明確にした上で、支援体制のさらなる強化を望みます。

最後になりますけれども、福祉の課題は年々複雑化しており、行政だけでなく地域や民間団体との連携がますます重要であると感じております。これから現場の声を丁寧に受け止めていただき、実効性ある支援体制を整えていただくことをぜひ期待しておりますので、その辺りについて、最後にコメントいただければと思います。

石井福祉保健総務課総括課長補佐 課題は複雑化しておりまして、困難さも増しております。当然、福祉保健部だけではなく、先ほど福井副委員長御指摘のとおり教育委員会や、あるいは警察関係など、複数の部門にまたがって支援をしていかないと、なかなか課題の解決には至らないと感じております。

これまで以上に、県庁内でも連携を重ねてまいりますし、あるいは関係団体、福祉支援団体等とも情報共有をしながら、強力に進めてまいりたいと考えております。

主な質疑等 教育委員会関係

※調査依頼案件

※第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（特別支援学校冷房設備設置費について）

寺田委員 最初に、教の22、甲府支援学校等施設整備費のマル新、特別支援学校冷房設備設置費についてお伺いたします。

これは長年、特別支援学校の体育館へのエアコン設置の要望をいただいていたものを実現するもので、大いに歓迎するところであります。

そこでまず、特別支援学校の体育館へエアコンを設置することになった経緯を改めて教えてください。

長坂学校施設課長 昨年度の7月から9月の間、令和4年度に県立学校の体育館に導入いたしました気化式冷風機の運用状況について、検証調査を進めてきたところがございます。この調査の結果、高校では、体育館が大人数を収容できる唯一の屋内スペースでありまして、体育の授業や部活動、集会など、暑さに関係なく常に利用されておりまして、多くの学校では、ほぼ全ての時間帯で気化式冷風機を稼働させながら体育館を使用していることが分かりました。

一方で、特別支援学校では、気化式冷風機を運転する以前の段階で、暑さのために体育館自体の使用を中止せざるを得ないケースが非常に多いことや、機器そのものに強い関心を示す児童生徒がいるため、機器が設置されていることで、教育活動に支障が生じる場合があることも明らかになりました。また、特別支援学校では、特別教室へのエアコン設置もおおむね完了しているところがございます。

このことから、まずは特別支援学校の体育館へのエアコン設置を優先して進めていくことといたしまして、令和8年度当初予算に特別支援学校13校のうち8校分の設計費を計上したところがございます。

寺田委員 設計費1,900万円について、8校分とお伺いしました。残りの支援学校でも、整備を進めていく必要があると思いますけれども、今後どのようなスケジュール感で進めていくのかお聞かせください。

長坂学校施設課長 分校を含めまして、全ての特別支援学校13校の体育館にエアコンを設置する予定でございますが、集中的な工事を避け、円滑な事業推進が図られるよう、2期に分けて実施することといたしました。

具体的には、体温調整が難しい児童生徒が比較的多く在籍しており、肢体不自由や病弱の学校である甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援ふじかわ分校、やまびこ支援学校、富士見支援学校、富士見支援学校の旭分校、ふじざくら支援学校、うぐいすの杜学園の8校を第1期といたしまして、令和8年度に設計、令和9年度に工事を行います。残りの5校につきましては、令和9年度に設計、令和10年度に工事を行う予定としていただいております。

寺田委員 1期、2期と分けて実施されることを確認できました。ぜひ、しっかり整備していただければと思っております。

また、限られた財源で優先順位をつけるというのは分かるのですが、こういった事業が始まると、多くの生徒さん、保護者、また地域で防災拠点としても使っている体育館ということで、普通の県立高校についても期待感が高まってくると思います。こういったことをどう受け止めて、どれぐらい前向きで検討していただけるのか最後にお伺いします。

長坂学校施設課長 まずは、特別支援学校の体育館への設置を優先して、エアコンの整備を進めてまいるところでございますが、特別支援学校の整備の後には、県立高校の体育館のエアコンの整備も進めてまいりたいと思っております。

（キャリア形成支援推進事業費について）

寺田委員 もう一点質問させていただきます。

理数系人材の育成について、私は本会議で質問させていただき、御答弁いただきましたが、先ほどの説明ではあまり理数系人材やSSHのお話がありませんでした。令和8年度の当初予算、教29ページのキャリア形成支援推進事業費において、理数系人材育成の事業があると伺っているのですが、どのように取り組まれるのかお伺いします。

大久保高校教育課長 キャリア形成支援推進事業につきましては、生徒の適切なキャリア形成を支援するために、各高校がキャリア教育の目標を定めまして、様々な体験授業や探究活動のための取組を行う事業として実施されてきました。

令和8年度からは、理数系人材育成のニーズの高まりを受けまして、本事業の中に、新たに理数系教育推進支援事業を設け、スーパーサイエンスハイスクール指定校や理数科設置校などを推進校としまして、理数教育を牽引するために学校が連携できる仕組みを構築することとしております。

寺田委員 SSH指定校が牽引してしっかりやっていくという御答弁でありました。我々教育厚生委員会も、先頃葦崎高等学校を調査させていただきました。先ほどの答弁で、今度は新たな国のネクストハイスクール構想とも連携しながら、SSH事業も発展させていくという趣旨の御答弁をいただきましたが、具体的にどのようにSSH事業を生かしていくのか、県のお考えをお聞かせください。

佐々木教育次長 県立高校における理数系人材の育成に関しまして、県の理数系教育推進事業と国のネクストハイスクール構想は、数理的素養を身につけつつ、自ら問いを立てて解決する研究を行うことや、文理融合的な学びを実現する観点から、基本的にその方向性を同じくするものと考えております。

スーパーサイエンスハイスクール事業をはじめとしまして、ネクストハイスクール構想など、国の事業におきましては、特に先導的拠点のソースに力点が置かれていますのに対しまして、県事業では、構成する各校の連携ネットワークの形成に力点を置いていることが特徴でありまして、双方が密に連携して県立高校の理数系人材育成を進めてまいります。

なお、委員御指摘のスーパーサイエンスハイスクール指定校には、これまで自ら問いを立て解決する研究を行う手法や研究成果はもとより、大学研究機関との連携体制の構築、地域産業先端分野を生かした学びの創出、探究カリキュラムの体系化と全校展開など多くの知見と成果がございます。これらの知見や成果を理数教育の一つのモデルとして、今後想定される国事業とも連携させながら、県全体の理数教育環境を整備いたしまして、県立高校の理数系人材育成のための高度な学びの環境を構築してまいります。

寺田委員

国の方針と、県の方針が合致するというところの中で、我々も韮崎高校で生徒さんの発表も聞かせていただき、高校生が地域の企業とか大学など、先端にも触れながら、人材を育成していくことが、より必要になってくると思われました。今のSSH事業をさらに発展させるという趣旨だと思うんですが、具体的にどのような支援や取組を考えているのか、お伺いします。

大久保高校教育課長 委員御指摘のとおり、山梨県には非常に多くの研究リソースがございます。例えば、電子機器やロボット、さらには半導体などの分野で、世界に誇る有力な企業や研究内容があるほか、水素エネルギー、ワイン研究などに特化した研究機関などもございます。今般予定しております理数系教育推進事業の中で、事業を実施する推進校におきまして、これらの企業の研究内容について、生徒が見たり聞いたりする機会を設けたり、また、大学などの高度な研究環境の中で、高校生が実際にラボ実習を行うなどの計画をしているところでございます。

このような取組を通しまして、生徒に世界レベルの研究を肌で感じさせ、興味関心を向上させるとともに、将来、山梨県において研究を行うイメージを持たせていきたいと考えております。

寺田委員

理数系人材の育成やスキルアップ、そしてそれが結果的に山梨の人材育成、中小事業者、企業にも還元されていくということで、大いに歓迎するところであります。

あわせて、そもそも理数系と文系で、やはりどうしても文系の割合が多い中で、その割合も同程度にしていき、またリケジョと言われており、多くはなっていますけど、理数系の女子を増やしていくというところも、国としても、社会全体としても求められていると考えております。その辺りについて、県はどのように取り組まれるのか、最後にお伺いして終わります。

大久保高校教育課長 委員御指摘のとおり、理数系人材確保の観点から、女子生徒に対しまして、理数系分野への興味・関心を高め、理数系分野への進路選択を広げていくことが非常に重要であると考えております。

県内大学におきましては、県内の女性研究者や技術者のキャリアや研究内容を説明いただく機会が設けられており、各校においても、女子生徒の参加を積

極的に促しているところがございます。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校においては、今後、女子による理工系サークルの結成と活動実施を検討している学校もございます。

これらに加え、県の理数系教育推進事業では、推進校において国内外で活躍している女性研究者等が、生徒の研究活動に対して直接指導・助言をする機会をつくり、理数系を目指す女子生徒の研究に対する関心を高めてまいります。

これらの取組を通じまして、より多くの女子生徒が理数系を目指す環境づくりを積極的に進めてまいりたいと思います。

寺田委員

本当に素晴らしい取組ですが、現場の生徒からよく言われるのが、高校1年生のとき理系・文系を選択して、2年、3年文系・理系に分かれる。2年、3年で改めて選択できるということももちろん必要ですけれど、今の取組を、1年生の早い段階でやはり進めていかないと、結局選択の機会を失うのではないかと思うので、そこも含めてどうお考えか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

大久保高校教育課長 委員御指摘のとおり、現状では、1年生の早い段階で、文系・理系を選択することになります。高校入学に際しましては、最初に探究活動の仕方といったところが行われるわけですが、やはり県全体で小中高と連携をする中で、早い段階でそういった探究活動の推進であるとか、理数系分野の研究も分かるような仕組みづくりを考えてまいりたいと思っております。

（夜間中学・学びの多様化学校設置事業費について）

長澤委員

それでは、課別説明書の教の14ページの夜間中学・学びの多様化学校設置事業費について伺います。

私たち教育厚生委員会では、昨年9月に県外調査において、三重県が設置した夜間中学で学びの多様化学校を併設している三重県立みえ四葉ヶ咲中学校を視察いたしました。この学校では、様々な事情から十分に義務教育が受けられなかった方々に、年齢や国籍にとらわれず、改めて学ぶ機会を提供するための学校として、生徒一人一人に寄り添った教育が行われていて、夜間中学・学びの多様化学校を設置することの重要性を改めて認識する機会となりました。

私は、今後山梨県にも夜間中学・学びの多様化学校が設置されることに大いに期待をしていますが、設置に向けた本県の取組について何点か伺います。

まず、夜間中学・学びの多様化学校の設置については、県が令和10年度の開校を目指して取組を進めていることは承知していますが、令和8年度は開校まで2年を切る重要な時期となっていますが、具体的にどのような取組を進めていくのか、内容を伺います。

石原教育企画室長 まず、夜間中学・学びの多様化学校に対する県民の理解促進と認知度向上を図るためのフォーラムを開催いたします。フォーラムでは専門家による講演に加え、関係者によるトークセッションを実施することとし、開催時期は夏から秋頃を予定しています。

また、入学対象となる方々を対象とした体験型の学習会を開催しまして、学校の特色や学びの内容について理解促進を図るとともに、入学希望者の把握にも努めていきたいと思っております。

このほか、入学対象者向けの周知を図るため、動画やリーフレットを作成することとしておりまして、関連する経費を当初予算に計上しているところです。

長澤委員

フォーラムの開催ということですが、夜間中学・学びの多様化学校について

は、県民の認識がまだまだ十分とは言えないし、役割や対象者を知らない方々もまだまだ多いのではないかと懸念しております。

このフォーラムは、県民の皆様が学校へ理解を深めていただく絶好の機会であるとともに、何よりも多くの方に参加していただくことが重要であると考えます。

そこで、より多くの県民が関心を持って参加したくなるようなフォーラムにするために、どのような内容を検討しているのか伺います。

石原教育企画室長 まず、フォーラムの講演者につきましては、不登校の現状や支援に関し深い知見を有し、一般県民からも認知度がある方に依頼することにより、より多くの県民が関心を持ち、参加しやすい内容としてまいりたいと思っております。

また、有識者や教育関係者によるトークセッションにつきましては、夜間中学や学びの多様化学校を知らない方にも、学校の目的や特色を理解しやすい構成としてまいりたいと考えております。

なお、フォーラムの開催に当たりましては、テレビCMや街頭ビジョンなどのサイネージ広告に加えまして、インターネット広告も活用し、多様な媒体を通じて広く周知を図ることで、多くの県民の参加につなげてまいりたいと考えております。

長澤委員 県民全体の理解促進を図るためのフォーラムを開催するというところで理解いたしました。

一方で、実際に入学を検討する方にとっては、より具体的に学校の学びや雰囲気を知る機会が必要と考えます。来年度に実施する体験型学習会は、まさに対象者本人が授業を体験して、入学後のイメージを具体的に持つために重要な取組であって、入学意欲の向上にもつながるものと考えます。

そこで、体験型学習会をどのような狙いと内容で実施するのか、見解を伺います。

石原教育企画室長 夜間中学や学びの多様化学校への理解を深めていただくには、実際に授業を体験し、学校の雰囲気を感じていただくことが有効であると考えております。

来年度の体験型学習会では、1回当たり2教科、約2時間の授業体験を行っていただき、学校の特色や学びの内容への理解促進を図るとともに、参加者のニーズや課題を把握し、今後の学校づくりに生かしていくことを狙いとしております。あわせまして、カウンセラーを配置しまして、夜間中学の対象者だけでなく、学びの多様化学校の対象となる中学生の相談にも対応したいと思っております。

学習会は、県内2か所で各3回、令和8年度の秋以降に開催する予定です。国中・郡内それぞれで公共交通機関からアクセスしやすい会場を選定してまいりたいと考えております。

（峡南高校跡地管理事業費について）

長澤委員 教の19ページについて質問させていただきます。

施設維持管理費のマル臨、峡南高校跡地管理事業費です。峡南高校は、今のところ閉校になって空いているので、活用策が何かないかということをおもわずと訴えていたんですけれども、なかなか活用策がないということでした。今回、マル臨ということで、敷地内の法定外公共物の取得等とありますが、何か峡南高校を新たに活用計画ができたのか教えてください。

長坂学校施設課長 峡南高校跡地管理事業費につきましては、今後の施設利用を見込みまして、

施設内の法定外公共物の処理をするために、予算を計上させていただいたもの
でございます。

長澤委員 まだ、特に活用策はないという考えでよろしいですか。

長坂学校施設課長 今現在、活用策等は具体的に決まっているわけではございません。

長澤委員 分かりました。

（文化部活動地域展開推進事業費について）

土橋委員 教の27ページ、マル新の文化部活動地域展開推進事業費についてですが、
急激な少子化の進展や学校における働き方改革の必要性が高まっている中で、
子供たちが将来にわたって文化芸術活動に親しむ機会を確保していくことは、
教育の面だけでなく、地域の文化振興の観点からも大変重要だと考えておりま
す。そこで、令和8年度の新規事業、文化部活動地域展開推進事業費について、
何点か質問させてください。

まず、文化部活動の地域展開に関わる取組の現状についてお願いいたします。

望月義務教育課長 本年度は、2市町に委託して文化部活動の地域クラブを試行的に実施して
おり、現在、吹奏楽部、自然科学部、美術部の3部が地域展開を行っております。
また、文化部活動に必要な専門性に対応するため、11市町村へ補助金を
交付し、部活動指導員の任用につなげております。さらに、市町村等の連携強
化と情報共有を目的として、山梨地域クラブ活動推進連絡会や担当者会議を継
続的に開催し、体制整備を進めているところです。

土橋委員 12月の委員会でも、私はかなりその辺りを質問させていただきましたが、
例えばブラスバンドについては、2市町とどんなことを協議したのか教えてく
ださい。

望月義務教育課長 大きな課題の一つとして、吹奏楽、美術など専門的な知識・技能を必要と
する文化部活動に対応できる指導者の確保、また、地域によっては活動場所の
課題もあります。

こうした課題に対応するために、県としては、人材バンクシステムのスポカ
ルやまなしの周知を図り、必要な人材確保に努めるとともに、市町村との連携
のもと、地域ごとの状況把握と課題解決に向けた支援を進めるといったことを
しております。

土橋委員 人材バンクという話にはなろうかなと思いました。また活動場所の提供や、
親に買ってくれと言えないような大型の楽器はどうするのかというような大変
な問題が出てくると思います。そこが一番大事なところではないかと思ってい
るのですが、その辺りについてどうでしょうか。

望月義務教育課長 そういった課題については様々あると思いますが、地域展開を円滑かつ実
行的に進めるために、個々の地域事情に即した調整と伴走を担う専任の文化部
活動担当コーディネーターを来年度新たに配置したいと思っております。この
コーディネーターのもと、人材確保の支援、あるいは研修の実施、学校・公共
施設の利用調整など、活動の環境の整備をサポートしてまいります。

あわせて、好事例の横展開と継続的な伴走支援を通じて、市町村における保
護者や地域の理解と協力を得るための体制づくりが進むよう、県としても後押し

をしまいたいと思っております。

土橋委員 四、五日前の、新聞切り抜きを取ってききましたけど、「顔」のところで、アルトサックスのソロコンテストの部で知事賞を取った中学生が、大きく掲載されていて、大変うれしく感じました。そういう子たちが活躍できる場も必要ではないかと思いました。

ぜひいろいろな意味で伴走支援をしっかりとやらしてもらえればと思っています。よろしく願います。

望月義務教育課長 今後もまた市町村の体制づくりが進むように、県としてもしっかり後押しをしまいたいと思います。また、コーディネーターの配置についても新たに行いますので、そちらを通じて環境整備のサポートもしまいたいと思います。

（教員のメンタル不調について）

浅川委員 今日の山日新聞で、公立高校の教員が4,317人、朝日新聞では3,827人不足と書いてあり、「担任不在、代わりが見つからない、教頭がより多忙になり、悪循環」と書いてありました。

近年、長時間労働や業務の多様化や、さらには保護者や地域からの様々な要請により、教員に求められる役割が一段と広がっている。こうした状況の中で、メンタルヘルス不調により休職する教員が全国的に増加していると承知しております。

10年ほど前に高根町で調べたときは、高根町だけでも6人ぐらいの先生がお休みをしておりました。少人数教育をはじめ、本県が進める教育改革を着実に推進するためには、教員一人一人がその能力を十分に発揮できることが不可欠です。そのためには、まず教員が働きやすい職場環境を整備することが重要であり、メンタルヘルスのみならず、身体面での不調を来した場合においても、速やかに職務に復帰できる仕組みを構築していくことが求められております。

それについて幾つか質問させていただきますが、精神疾患による休職している教員はどの程度おりますか。

一瀬福利給与課長 教育職員の精神疾患による休職者数は、県立学校と市町村立小中学校を合わせ、令和4年度は28名、令和5年度は30名、令和6年度は33名と増加傾向となっております。

浅川委員 全国平均に比べてどの程度の比率ですか。

一瀬福利給与課長 教育職員に占める精神疾患による休職者の割合については、令和6年度につきましては、全国平均が0.77%であるところ、本県では0.46%と低い水準となっております。

浅川委員 メンタルヘルスに不調を来さないよう、日頃からどのような対応を行っておりますか。

一瀬福利給与課長 メンタル不調にならないようにするためには、日頃からの意識づけが大切になってまいります。このため、県立の学校では、全ての学校でのストレスチェックを実施し、さらに専門家を迎えての教職員向けのメンタルヘルス研修を開催するほか、簡易的なものですが、ストレスチェッカーがついたリーフレットを配付するなど、日頃から気づきの喚起を行っているところになります。

浅川委員 メンタルヘルスに不調を来した者がいた場合、どのような対応をしていますか。

一瀬福利給与課長 メンタル対策につきましては、早期発見や早期対応が非常に重要になってまいります。このため、校長などの管理職が教職員の不調にいち早く気づき、医療機関などの相談機関につなげられるよう、管理職を対象としたメンタルヘルス研修を行っているところです。また、職員自らも気軽に相談できるよう、公立学校共済組合が設置する電話やメールで相談できる窓口を紹介するほか、臨床心理士などによります対面式のカウンセリング相談を実施するなど、教職員が相談しやすい環境を複数整えているところです。

加えて、休職期間中には、教育委員会事務局の保健師が定期的に状況を確認するほか、教育委員会事務局の産業医も休職期間中に面談を行うなど、寄り添った対応をさせていただいているところです。

浅川委員 休職者が復帰するときに、どのように支援していくか教えてください。

一瀬福利給与課長 休職期間中の最終段階になりますと、職場復帰に向けて職場リハビリテーションを行っております。この職場リハビリテーションでは、福利給与課の保健師が主治医と学校、本人の間に入りまして、復職支援計画を作成しております。復職支援計画では、勤務時間のほか、周りの教職員が協力して生徒と関わる時間を徐々に延ばすなど、休職者が安心して職場に復帰できるよう、細心の配慮を行っているところです。

また、最終的な復職判断に当たりましては、メンタル不調を再び繰り返さないよう、主治医のほか、教育委員会事務局の産業医も加わり、総合的な判断をしています。

浅川委員 最後に、これは教育長に答えていただきたいのですが、教員が元気に働けるためには、メンタルヘルスばかりでなく、総合的に健康管理対策を行っていく必要があると思いますが、この辺りの取組についていかがですか。

荻野教育長 まず、県教育委員会では、学校関係者や産業医を委員とした中央安全衛生委員会を組織しておりまして、総合的な健康管理対策を実施しております。

また、教職員の保険事業者である共済組合の山梨支部の保険事業検討委員会にも参画し、小中学校教職員も含めた健康づくり事業の充実に取り組んでまいるところとございます。

また、今般策定を進めております業務量管理・健康確保措置実施計画においても、健康管理に関する取組の強化を計画しているところでございます。

様々な施策を通じて、教員のメンタルヘルスには注意していきたいと思いますが、やはり、各学校で管理職を中心としたラインケアとあって、相談しやすい、風通しの良い職場づくりをしていくことが何よりも大事だと考えておりますので、その辺りも含めて、各学校が取組を進めていけるよう、助言や指導等もしてまいりたいと考えております。先生方が健康で明るく授業していただくことが、子供たちにとって何よりではないかと考えておりますので、それが実現できるよう頑張ります。

（夜間中学・学びの多様化学校設置事業費について）

福井副委員長 では、まず、関連質問からさせていただきます。

先ほどの長澤委員のところ、教14ページ、夜間中学・学びの多様化学校

設置事業費に関連しまして、検討委員会から今年度中に設置計画が出されるという話でしたが、その確認をさせてください。

石原教育企画室長 予定しておりますとおり、年度内に設置の基本計画につきましては策定する予定で準備を進めております。

福井副委員長 来年度フォーラムと体験会の開催ということで非常に期待をしていますが、その基本計画の中に、例えば設置場所や、開設の時期は4月1日からなのか、年度途中なのかということまで盛り込まれるのかということをお尋ねしたい。なぜかという、体験会もフォーラムも、より参加者がイメージしやすいというところが重要になってくると思いますので、お聞きしたいと思います。

石原教育企画室長 委員からお話がありましたとおり、昨年11月に、まず基本計画の骨子案をお示しさせていただいております。その中で、場所は、甲府市または甲府市周辺ということでお示しさせていただいておりますので、それに基づきまして、検討しておるところでございます。

開設時期につきましては、その骨子案の中で10年度開校を目指すということでお示ししていただいておりますので、そこは変わりがなく、そのまま設置計画のほうに示されるという予定でおります。

福井副委員長 検討会でも、通いやすさを考えると甲府駅周辺が良いということですが、通いたい方々にとって一番行きやすい場所はどこなのかということで、また今後検討していただければと思いますけれども、ぜひ、フォーラムや体験会に参加する方が具体的なイメージが持てるような会にしていきたいなと思います。

そして、年度当初からの開設が望ましいのではないかと、私は個人的に思っておりますけれども、そのスタッフにどれだけこの事業に関わった方が配置されるのかということが重要だと思っております。あと2年後の開設になりますので、準備の時間もありますから、しっかり丁寧に進めていただきたいと思いますので、今後の計画について教えてください。

石原教育企画室長 今後の計画につきましても、今度お示しします設置基本計画の中でお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、来年度当初予算に計上しております周知活動を含めまして、今後、校名や教育課程決定でありますとか、学びの多様化学校の国への申請といったことにつきまして、今後2年かけて順次取り組んでいきたいと考えております。

（暫定予算等での措置について）

福井副委員長 続いて、そもそもの話ですけれども、現在国会で新年度の予算が審議されておりますけれども、政治情勢等によって今後成立が遅れて暫定予算等での措置になってくるとも懸念されますけれども、当初の予算に盛り込まれているように本県が推進している少人数教育や、教職員の配置計画について4月当初に配置に支障が出ることはないか、まずお尋ねします。

岩出総務課長 教員の配置につきましては、本県では、小学校には既に25人学級を導入し、その実現のための財源につきましては、やまなし教育環境・介護基盤整備基金繰入金により実施しております。したがって、国の新年度予算の影響はないものと考えております。

また、中学校につきましては、令和8年度から国が中学校1年生の学級編制基準を40人から35人に引き下げることとしておりますけれども、既に本県

では全学年で導入しておりまして、国の新年度予算の成立時期が本県の教員定数等の配置に影響を及ぼすことはないものと考えております。

福井副委員長 安心しました。あとは、浅川委員がおっしゃったように、人の確保がしっかりできるかというところにかかってくるのではないかと思います。

（職員給与費について）

次に、教の7ページの総務課予算に計上されている職員給与費に関して伺います。

私は、これまで学校事務職員や学校栄養職員の時間外勤務の年度当初の配当時間について、予算特別委員会でも、この教育厚生委員会の中でも、不足を懸念する声がある旨をお伝えしてきました。令和8年度当初予算の計上に当たっては、本年度の状況を踏まえたものとなっていると思いますけれども、まずは、これまでの各学校への配当方針について伺います。

岩出総務課長 基本的には、前年度配当実績に基づきまして、年度始めに各学校に配当時間を提示しているところがございます。その後、1月頃となりますけれども、追加の配当を希望する学校があるか調査いたしまして、希望がある学校につきましては、追加で配当をしてきたところがございます。

福井副委員長 追加配当する際の県の方針についても教えてください。

岩出総務課長 こちらにつきましても、基本的には前年までの実績に基づき、配当を行ってきたところがございます。

福井副委員長 実績に基づいたというところですか。やはり時間外勤務を命じるのであれば、しっかりそこに対価として報酬を払っていくことは基本である。いろいろな場で総務部長よりも確認がなされているところではありますが、現場からは追加の配当があっても不足しているという声もあるようです。令和8年度当初予算ではどのような方針で望まれているのか伺います。

岩出総務課長 令和8年度当初予算編成におきます学校事務職や栄養職員の時間外勤務手当につきましては、これまでの実績のほか、現場の状況につきまして、可能な範囲で調査して、実態の把握に努めてきたところがございます。こうした実態の把握などを踏まえまして、いずれの職種、校種ともに、令和7年度の当初配当ベースから、倍増を上回ります配当時間を確保する経費を計上しているところがございます。

福井副委員長 倍増を上回るというお答えに、私は正直すごく驚いております。それだけの当初の配当があれば、その中でしっかり収められるように、あとは学校現場のマネジメントと本人の意識改革等が大切なのだと思います。

国の配当では4.5%だったものが、恐らく倍増になれば、基準だったら6%は上回るのかなと思います、非常にありがたく、そして今後は、学校での取組に対応したいと思います。

（少人数教育の質の向上プラン推進事業費について）

次に、当初予算の課別説明書にはいろいろな新規事業があります。

まず、今年度まで予算計上されていた山梨県学力把握調査事業費は、来年度廃止ということでよろしいでしょうか。当初予算に文字がございません。廃止

である場合は、その理由についても併せてお聞かせください。

望月義務教育課長 委員御指摘のとおり、県が独自で行う学力把握調査は来年度廃止となります。その理由は、これまでの取組を踏まえ、各学校での学習指導の改善・充実に役立てる観点から一定の効果を上げたと判断したためでございます。

なお、児童生徒の学力を定量的に把握する全国学力学習状況調査は引き続き実施されることから、学力の把握については問題ないと考えております。

福井副委員長 廃止の件は承知しました。

それでは、この山梨県学力把握調査事業費のように、子供たちの学力を調査する新規事業があるのか、お伺いします。

望月義務教育課長 来年度の新規事業である、少人数教育の質の向上プラン推進事業費の中で、教員の指導力向上に向けた調査研究に取り組んでまいります。本事業は、大学へ調査研究を委託し、25人学級という教育環境を生かした効果的な指導方法について検証するものです。対象となる小学校5年生を指導する学級担任への面談や指導・助言を行い、その上で児童の学力面や主体性、自己肯定感などへの影響を2年間にわたり追跡調査として実施する予定でございます。

福井副委員長 この新規事業を学校現場で実施する際には、教職員の多忙化に十分配慮することが不可欠であります。特に、全数調査のように学校が一律に対応する業務が加わる場合は、教員の負担が大きくなることが懸念されます。

そこで、新規事業を導入する場合、学校現場の負担軽減にどのように配慮するのか伺います。

望月義務教育課長 委員御指摘のとおり、新規事業の導入に当たりましては、学校現場の負担軽減を検討してまいりたいと思っております。このほか、仮に全数調査を伴う場合は、調査内容の精選やICT活用による効率化などにより、教員の事務負担が増えないように配慮してまいりたいと思います。

福井副委員長 やはり現場の教職員も指導法をアップデートしなければいけない。そして、県が進めている事業が効果的なのかどうかということを数字的にも検証しなければいけないということは絶対に間違いのないことであります。その検証の仕方は、おっしゃったとおり、負担軽減というところをしっかりと見据えながら進めていただきたい。

では、新たな小学校5年生の授業については、全数調査ということですか、それとも抽出で行われるのか、教えてください。

望月義務教育課長 全数調査ではございません。抽出で行いたいと思っております。

（スクールロイヤー等法務相談事業費について）

福井副委員長 続きまして、スクールロイヤー等法務相談事業費について伺います。

教職員の負担軽減と学校運営の適正化を目的としたスクールロイヤー制度が導入されて2年が経過しようとしています。まず、これまでの2年間で具体的に何件相談があり、どのような内容が主だったのか伺います。

玄間特別教育課長 相談件数については、令和6年度が52件、令和7年度、本年度は2月時点で72件と増加しております。多いケースに関しては、いじめや児童生徒間のトラブルへの対応というものです。

福井副委員長 運用を通じて、学校側からの相談の知らせなど、教育委員会との連携・手続について、どのような課題が見えてきたのか伺います。

玄間特別教育課長 この間、私どもが捉えています課題については、この制度で何が相談できるのか、また、どのような流れで相談につなげられるかといったことを、さらに学校へしっかり周知して、運用できるようにしていくことが必要ではないかと捉えております。

福井副委員長 本年度公表されました教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手続、第3版では、過剰な要求等への対応方針が示されました。3年目に向けて校長が迅速に判断し、スクールロイヤーと連携できる体制をどう強化していくのか、今後の見通しを伺います。

玄間特別教育課長 ご指摘のとおり、管理職等が鍵になるかと思っております。管理職が学校運営の中で、より円滑に本制度を活用できるように、管理職研修等を通して、制度の周知を現場の中にも図っていく所存でございます。

福井副委員長 何でもかんでもロイヤーを活用すればいいということではなく、学校現場の安心材料として、その制度があるということについて、併せて周知していただきたいと思えます。

（統合型校務支援システム運営費について）

次に、統合型校務支援システム運営費についてお尋ねします。

新年度より本格運用が始まる校務支援システム、BLENDについて、昨年の試行期間中、現場から不安の声が上がっていると承知しています。具体的にどんな不安が上がったのか教えてください。

望月義務教育課長 昨年11月から本年3月までの試行期間においては、新システム導入に伴う準備作業の負担や運用手順の変更に対する不安、さらには新たなシステムの操作性や画面構成等について、改善を求める意見が寄せられております。

福井副委員長 特定の職種において何か要望が多かったようなことはありますか。

望月義務教育課長 共通する不安もありますが、特に養護教諭からは、今まで使っていた機能が使えないという操作性の要望等が挙げられております。

福井副委員長 養護教諭の希望が多かったということですが、解決方針はあるのでしょうか。

望月義務教育課長 養護教諭に限らず、現場から様々な声をいただいているところです。今回、県内全ての公立小中学校で、同一のシステムを導入するということには、すごく大きなメリットがあります。教職員が異動後も同じ操作環境を継続して利用できるということもあり、業務の標準化と負担軽減につながることを思っております。

また、まだ新しいものですので、システム導入に当たっては、習熟していただく必要はありますが、県としては、分かりやすいマニュアルや研修動画を提供するとともに、学校現場から寄せられた意見を精査して、必要な改修等を行いながら、円滑な移行が図られるよう取り組んでいるところです。さらに、運用開始後も継続して、改修や機能の拡充を進めて、より効率的な業務環境の整

備を進めてまいりたいと思っております。

福井副委員長 運用後もしっかりと改善を図っていくという御答弁だったと思います。ぜひお願いします。

（心の健康教育推進について）

最後に教の36、37頁のところに関連して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについて、心の健康教育推進費のところでお尋ねします。スクールカウンセラー等活用事業費は、昨年度当初よりも800万円ほどの増、そして、スクールソーシャルワーカー活用事業費においては5,000万円の増というところでありまして、特にスクールソーシャルワーカーについては、年間の派遣時間数が大幅に増えていると見て取れますが、昨年度9,975時間、それが来年度は2万4,244時間の派遣、このことについて間違いないか伺います。

玄間特別教育課長 委員に御指摘いただいたとおり、スクールソーシャルワーカーの活用に関しては、2万4,244時間分を計上しているところでございます。

福井副委員長 大幅な増ということで、やはり県の姿勢がすごく強く表れていると感じております。さらにスクールソーシャルワーカーの拡充に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいのと、これは本当に知られていないのですが、全国的に見ても、この山梨県のスクールソーシャルワーカーの時間数、人数については、恐らく全国の基準からは下回っていると思うのですが、配当されている時間についてはすごく多いと認識しています。このことをもっと広めていったほうがいいのではないかと。それが本県の教育で選ばれることにつながっていくのかなと思います。もっとPRしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

玄間特別教育課長 委員に御指摘いただきましたとおり、この2万4,000時間というのは、昔、文部科学省が目安としておりました時間を現時点でも上回っております。さらにそれを手厚くしているものになりますので、今後はスクールソーシャルワーカーという職が持つ意味や、学校現場においてどのように有効に働くかということ、学校関係者のみならず、保護者や一般の県民の皆様にもお知らせできるように広報にも努めていきたいと思っている次第でございます。

（定時制高校の夜間部に対する養護教諭等の配当について）

白壁委員 定時制高校の夜間部に対する養護教諭のことを聞きたい。説明がなかったのだけど、こちらについては、何校で何人で何時間ぐらい見ているのかな。

正職員の給与分の中に入っていると思うんだけど、例えば昼間部を養護教諭で余っている時間をそちらに回すとか、いろいろあると思うんだけど、その関係はっどのようになっているか。来年度から始まる重要なところなので、説明をお願いします。

岩出総務課長 後ほど御報告させていただければと思います。

白壁委員 重要なことがいい方向に向かっていると思っていました。多分こういう質問も来るのではないかと考えていただくのが本来であるんですね。

一番困るのが、昼間部は先生方がおられるので、何かあったときにも、子供たちだけではなく、教員の先生方も安心していただける。夜間部が、例えば数名の学生だけがいるところであっても、安心して授業を受けられるような状況に

なっていったということは画期的で、いいことだと思う。こういうものをしっかりと進めて、整備することによって、恵まれないとは言わないけど、様々な事情がある子供たちがこれからいい方向に進んでいく。しっかりとした生活も送れる。いい方向に進む。こういうことをやはり県としてしっかりとやっていたかなければならないし、我々議員としてもそういうところに光を当てなきゃならない。それを県がやっとなんてやってくれたんで、ありがたいなと考えている。

資料の提出を求めます。諮ってください。

小沢委員長 委員各位にお諮りします。白壁委員の質疑に関する回答について、資料の形で提出することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小沢委員長 資料はいつ頃提出できますでしょうか。

岩出課長 よろしければ本日中には提出させていただければと思います。

小沢委員長 執行部はこの件に関して月曜日の3月9日までに資料の提出をお願いします。

（運動部活動地域展開推進事業費について）

卯月委員 教の48ページ、マル新の運動部活動地域展開推進事業費ですけれども、この事業で具体的にどのような取組を行うのか、改めて聞かせてください。

山本保健体育課長 昨年度までは、国の実証事業ということで、各市町村で実証事業を行う希望のあるところに対して、国の支援金を使っていたわけですが、本年度からマル新ということで補助事業になりました。各市町村が主体的にこの部活動地域展開を実施する中、国と県で3分の1ずつのお金を補助するというような事業になります。

ですので、基本的には事業を進める実施主体であります市町村で、それぞれ中学校の休日の運動部活動の地域移行につきまして、体制を整備していただき、我々のほうでは、令和8年度には少なくとも1つの地域クラブは設置するということが、ロードマップを示させていただいているところでございます。

したがって、そちらの市町村の事業の事業費、それから県では人材バンクシステムの構築等といったところで県全体に関わるところの支援について準備をしているところでございます。

卯月委員 1億円余と、比較的大きな予算だと思います。コーディネーターの配置や実証事業ということが書いてありますけれども、どのようなことに重点を置いているのか、また、どの部分に予算がかかるのかも教えていただきたいと思います。

山本保健体育課長 まず運動部の事業費でございますけれども1億342万5,000円になります。その内訳でございますけれども、県で進めます推進連絡会、それからコーディネーターの人件費等になります。最も多くお金がかかる部分は市町村の補助金ということになります。市町村でそれぞれ必要経費を挙げてもらいまして、そちらにかかる補助金が9,659万2,000円というような形になってございます。

卯月委員 市町村が主体となっていくということですが、県も支援は積極的にやっ

ただくということによろしいですか。

山本保健体育課長 今お話しさせていただいていました9,600万円程度のものにつきまして、市町村が行う事業に対しまして補助するということになります。資金面だけではなく、市町村それぞれの課題につきましても、昨年度も個別のヒアリング等を通じまして、課題の把握に努めてきたところでございます。その中で、各市町村で自力で進められているような市町村もございまして、やはり単独ではなかなか実施が難しいような場面もございまして、市町村同士の連携を県が進めるといった支援等も進めてまいりたいと思っております。

卯月委員 よく分かりました。この地域クラブ活動に移行した際、保護者の負担についても全国的にもいろいろ話題になってはいますが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

山本保健体育課長 持続可能な形で部活動の地域クラブ活動を展開していくためには、やはり受益者負担ということで一定の徴収をしていくことが方向性としては示されております。ただ、保護者にとって大変な負担にならないように、国のガイドラインが示されました。そこには低廉な価格という設定がございまして、今、県版の改訂を進めており、そちらでも、保護者負担につきましても、県の考えを示していきたいと考えてございます。

（特別支援学校冷房設備設置費について）

卯月委員 また別件で、先ほどの寺田委員の質問に関連して、支援学校の冷房の設置について、本当にいろいろな検証をしていただきまして、今回設計費を盛っていただいて大変ありがとうございました。

ここには冷房費と書いてあるけれども、説明の中で、エアコンという言葉が出ましたが、エアコンというと冷房も暖房もということになると思います。恐らく暖房は、どの支援学校も設置はされていると思いますので、冷房ということによろしいですか。

長坂学校施設課長 体育館に設置いたしますのは、俗に言うエアコン、冷房機能がついたエアコンということでございます。

卯月委員 となると、暖房もついているということですか。

長坂学校施設課長 エアコンでございますので、冷暖房両方がついた機械という形になります。

卯月委員 それは、学校ごとで違いますが、例えば、やまびこ支援学校には、非常にいい暖房がありますが、暖房・冷房がついたエアコンを設置するのですか。

長坂学校施設課長 機能的には、冷房機能、暖房機能がついたものをエアコンと称しておりますので、今回設置させていただきますものは、冷暖の機械になります。なお、今現在ついている暖房機を撤去するという考え方は基本的にはございませんので、併用してお使いいただくような格好になるかと思っております。

卯月委員 やまびこ支援学校の場合は、暖房についてはやはりガス式なのかな、非常に効率がいいものだと思います。エアコンというとヒートポンプ式と言われるものになるのですが、冷房は得意な部分、最近のCOP（成績係数）が相当数値が上がって高性能にはなっているんですけども、やはり寒冷地だと、それ

で賄えきれない部分もあるので、もちろん撤去しないで上手に使っていただきたいと思います。

長坂学校施設課長 設計の中でそのような形をきちんと検討させていただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定された。

その他 ・ 来る3月9日午前10時に委員会を開き、教育委員会関係の審査の続きを行うこととした。

以 上

教育厚生委員長 小沢 栄一